

個人情報の取扱ガイドライン

規定第 8 4 7 号

一部改正 2016 年 1 月 1 日 2017 年 5 月 30 日

2017 年 11 月 20 日 2022 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 学校法人法政大学（以下「大学」という。）は「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）を遵守するため、以下の「個人情報の取扱ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を定める。大学の教職員はこの指針に従って、個人情報の取得・利用・提供・管理にあたる。

(取得)

第 2 条 個人情報は利用目的をよく吟味し、必要な情報のみ取得する。

（必要性の低い情報は取得しない）

- 2 個人情報は適正な手段で取得しなくてはならない。
- 3 個人情報の利用目的はできる限り特定しなければならない。
- 4 個人情報の保持者（以下「本人」という。）から直接、個人情報を取得する場合、あらかじめ利用目的を明示しなくてはならない。
- 5 要配慮個人情報は、次の各号に定める個人情報とし、特段の必要がない限り取得してはならない。ただし、業務上、取得する特段の必要がある場合は、あらかじめ本人の同意を得て、取得しなければならない。

（1）人種

（2）思想、信条及び宗教に関する事項

（3）団体活動及び政治的権利の行使に関する事項

（4）社会的身分

（5）病歴

（6）犯罪の経歴

（7）犯罪により害を被った事実

（8）性生活に関する事項

（9）資産、負債、預貯金等の個人の信用に関する事項

（10）その他政令で定める事項及び本人に不利益が生じないようにその取扱に特に配慮を要する事項

- 6 前項にかかわらず、個人情報保護法第 17 条第 2 項の規定により、次に掲げる場合は、あらかじめ本人の同意をなくして要配慮個人情報を取得することができる。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る

ことが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に配慮がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報に、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者、その他法令で定められている者により公開されている場合

(利用)

第3条 個人情報は原則として取得の際に特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で変更することができる。この場合、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前項の範囲を超えて利用目的を変更する場合には、本人の同意を得なければならない。
- 4 個人データ（個人情報を集積したデータベース等を構成する個々の個人情報。コンピュータのハードディスクに集積されたものを含む。）は原則として紙によるコピー及び電子のコピーをしない。
- 5 個人データを所定の場所から持ち出すことは原則として禁止する。

(不適正な利用の禁止)

第4条 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(提供)

第5条 本条に定める場合を除き、教職員、学生、生徒等の性別、本籍地、国籍、住所、電話番号、所属、学籍簿など、大学が収集、保存するすべての個人情報を本人の同意なしに第三者に提供しない。

- 2 前項にかかわらず、個人情報を第三者に提供するためには、次の手続き（オプトアウト）をとらなければならない。ただし、この場合であっても、要配慮個人情報及び第三者からオプトアウトにより取得した個人情報については、本人の同意なしに第三者に提供できない。
- 3 オプトアウトとは、次の手続きを経て個人情報を本人の事前同意なく第三者に提供することをいう。

あらかじめ下記の事項を本人に通知、又はウェブサイトに掲載する等の方法で本人が容

易に知り得る状態にしておくとともに、内閣府が設置する個人情報保護委員会に届出ていること。また、本人から申し出があった場合、第三者への提供を停止すること。

- (1) 大学の名称、住所、代表者の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして内閣府が設置する個人情報保護委員会が発する規則（以下「内閣府個人情報保護委員会規則」という。）で定める事項
- 4 前項各号に関して、変更があった場合は、次の対応を行うものとする。
- (1) 前項第1号に変更があったとき又は当該個人データの提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知又はウェブサイトに掲載する等の方法で本人が容易に知り得る状態にしておくとともに、内閣府が設置する個人情報保護委員会に届出る。
 - (2) 前項第3号から第8号（第6号を除く）のいずれかを変更しようとするときは、あらかじめ、本人に通知又はウェブサイトに掲載する等の方法で本人が容易に知り得る状態にしておくとともに、内閣府が設置する個人情報保護委員会に届出る。
- 5 個人情報を第三者に提供したときは、個人情報取扱管理者は、文書又は電磁的記録により下記に関する記録を作成し、個人情報保護委員会事務局は、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。
- (1) 当該個人情報を提供した年月日
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人情報の項目
- 6 第三者からの個人情報の提供の申請があった場合、申請者の氏名、住所、電話番号、職業、本人との関係、提供対象者の氏名、提供すべき項目、使用目的、誓約文、提供の方法、担当者の氏名、処理内容などの項目が記載された提供申請書の提出を求めるものとする。また、提供申請書は一定期間保管しなければならない。
- 7 個人情報の提供にあたっては、申請目的外に使用してはならず、漏えい、き損、改ざん、滅失の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、不必要となった情報は確実かつ迅速に廃棄又は消去すべき旨を告知しなければならず、誓

約文の提出を求めることが出来ないときは、告知によって代えることが出来る。

- 8 大学は、次のいずれかの要件を満たす場合に限り、個人情報を国外にある第三者に提供することができる。
 - (1) 当該提供についての国外の第三者への提供を認める旨の本人同意を得ている場合。この場合、あらかじめ、本人に対して、当該第三者国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報、その他内閣府個人情報保護委員会規則の定める情報を提供しなければならないものとする。
 - (2) 個人の権利利益を保護する上で日本国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として内閣府個人情報保護委員会規則で定める国の第三者に提供する場合
 - (3) 個人情報の取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして内閣府個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者へ提供する場合
 - (4) 「法政大学個人情報保護及び特定個人情報取扱規程」(以下「個人情報保護規程」という。)第12条第1項第1号から第3号に該当する場合
- 9 前項第3号の第三者へ提供した場合、内閣府個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。
- 10 個人情報を第三者から提供を受けたときは、個人情報取扱管理者は、下記(1)については第三者からの申告、下記(2)については契約書その他の書面により、下記の事項を確認しなければならない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人情報の取得の経緯
- 11 前項の確認を行ったとき、個人情報取扱管理者は文書又は電磁的記録により、下記に関する記録を作成し、個人情報保護委員会事務局は、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。
 - (1) 個人情報の提供を受けた年月日
 - (2) 本条第10項各号に掲げる事項
 - (3) 当該個人情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人情報の項目
 - (5) 本条第3項の規定により公表されている旨
- 12 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、第三者には該当しない。
 - (1) 業務委託
利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する

ことに伴って当該個人情報提供される場合

(2) 事業継承

合併その他の事由による事業承継に伴って当該個人情報提供される場合

(3) 共同利用

個人情報を共同利用しようとする場合、あらかじめ下記の事項（a～e）を本人に通知、又はウェブサイトに掲載する等の方法で本人が容易に知り得る状態にしておき、特定の者との間で共同して利用される個人情報が特定の者に提供される場合。

- a 個人データを共同で利用すること
- b 共同して利用する個人データの具体的項目
- c 共同して利用する者の範囲
- d 共同して利用する者の利用目的
- e 個人データの管理責任者の氏名又は大学の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 3 前項第3号eに変更があったときは遅滞なく、d及びeの管理責任者を変更しようとするときはあらかじめ本人に通知、又はウェブサイトに掲載する等の方法で本人が容易に知り得る状態にしておくものとする。

(個人情報関連情報の第三者提供の制限)

第6条 「個人情報保護規程」第2条第1項第6号に定める個人情報関連情報を第三者に提供する場合において、当該第三者が個人情報関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、「個人情報保護規程」第12条第1項第1号から第3号に該当する場合を除き、あらかじめ内閣府個人情報保護委員会規則の定めに従い、次の各号の確認を行わなくてはならない。

- (1) 当該第三者が大学から個人情報関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること
 - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、内閣府個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置、その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されること
- 2 第三者から提供を受ける個人情報関連情報を個人データとして取得されることが想定されるときは、「個人情報保護規程」第12条第1項第1号から第3号に該当する場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。また、当該第三者から本項の同意の有無に関する確認を求められた場合には、これに回答しなければならない。
- 3 個人情報関連情報を第三者に提供したときは、本ガイドライン第5条第5項を準用し、個人情報関連情報を第三者から提供を受けたときは、本ガイドライン第5条第6項、同条10項、同条第11項を準用する。

(管理)

- 第7条 個人情報はできる限りその保有期間を決め、期間内に廃棄する。当該利用時にのみ取得した個人情報は、利用後、速やかに適切な方法で廃棄する。
- 2 個人情報は必要な場合をのぞき、できる限りデータベース化しない。
 - 3 個人情報をデータベース化する場合、保有期間を決め、定期的に見直す。
 - 4 個人情報は担当者を決め、個人情報取扱管理者に届け出て、「個人情報事務登録簿」に登録する。個人情報の帳票・データベースは施錠管理やアクセス制御等の安全管理措置を講じるように努める。
 - 5 取得する個人情報の項目を追加したり、保有する個人情報を追加する場合は、利用状況等をみて、不必要な個人情報は削除するように努める。
 - 6 保有している個人情報の内容の正確性を確保するよう努める。もし正しくない内容の情報が収集されていることが明らかになった場合には、速やかに訂正する。
 - 7 当該個人情報の取扱担当者以外の者が、その個人情報を閲覧しない。

(漏えい等の報告)

- 第8条 大学が取扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして内閣府個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、大学は内閣府個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を内閣府が設置する個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、大学が、他の事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、内閣府個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の事業者に通知したときは、この限りではない。

(匿名加工情報)

- 第9条 匿名加工情報の作成は、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、内閣府個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして、内閣府個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これら情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 匿名加工情報を作成したときは、内閣府個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、内閣府個人情

報保護委員会規則で定める基準に従い、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその情報の提供の方法について公表するとともに当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 5 匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を自ら取扱うときは、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 第4項及び第5項の規定は、自ら個人情報を加工して作成された匿名加工情報以外の匿名加工情報についても準用する。

（仮名加工情報）

- 第10条 仮名加工情報の作成は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして、内閣府個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 仮名加工情報を作成したとき又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして内閣府個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 仮名加工情報を取り扱うにあたっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 仮名加工情報を取り扱うにあたっては、電話、郵便物の郵送、訪問等のために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

（個人情報・仮名加工情報）

第11条 個人情報である仮名加工情報（以下、「個人情報・仮名加工情報」という。）については、次の各号に掲げる事項を除き、「個人情報保護規程」、本ガイドライン、その他個人情報及びプライバシーに関する大学の諸規程を適用する。

- （1）個人情報・仮名加工情報の目的外利用については、「個人情報保護規程」第12条第1項第1号の場合を除き、本ガイドライン第3条第3項にかかわらず、同意を得たとしても、定められた目的以外の目的のために取扱ってはならない。
- （2）個人情報・仮名加工情報の利用目的の変更については、本ガイドライン第3条第2項にかかわらず、その範囲に制限なく変更することができる。
- （3）個人情報・仮名加工情報に係る次に定める事項については、公表により行わなければならない。

- a 利用目的の明示（変更事項も含む）
- b 共同利用に関する事項の明示（変更事項も含む）
- （４）個人情報・仮名加工情報については、「個人情報保護規程」第１３条第１項及び本ガイドライン第７条第６項は適用しない。
- （５）個人情報・仮名加工情報については、「個人情報保護規程」第１２条第１項第１号の場合を除き、本ガイドライン第５条第１項にかかわらず、同意を得たとしても、第三者に提供することはできない。また、オプトアウトによる場合であっても第三者に提供することはできない。なお、本ガイドライン第５条第１２項に定める者に提供することができる。
- （６）個人情報・仮名加工情報については、本ガイドライン第８条、「個人情報保護規程」第１６条、同第１７条、同第１８条、同第１９条、同第２０条は適用しない。

（非個人情報・仮名加工情報）

- 第１２条 個人情報ではない仮名加工情報（以下、「非個人情報・仮名加工情報」という。）については、次に掲げる事項を除き、「個人情報保護規程」、本ガイドライン、その他個人情報及びプライバシーに関する大学の諸規程を適用しない。
- （１）非個人情報・仮名加工情報については、「個人情報保護規程」第１２条第１項第１号の場合を除き、第三者に提供することはできない。
 - （２）非個人情報・仮名加工情報に係る漏えいの防止についての安全管理措置、従業員の監督、委託先の監督、苦情処理については、内閣府個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - （３）非個人情報・仮名加工情報を扱うにあたっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、本ガイドライン第１０条第３項に加え、削除情報等を取得してはならない。

（改廃）

- 第１３条 本ガイドラインの改廃は、個人情報保護委員会の議を経て職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- １ このガイドラインは、２００５年７月１３日から施行する。
- ２ このガイドラインは、２０１６年１月１日に一部改正し施行する。
- ３ このガイドラインは、２０１７年５月３０日に一部改正し施行する。
- ４ このガイドラインは、２０１７年１１月２０日に一部改正し施行する。
- ５ このガイドラインは、２０２２年４月１日に一部改正し施行する。